平成３０年（フ）第１６号
広島市東区中山西２丁目８番１―101号
債務者　浅香　加奈（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
高知県須崎市西崎町８番61号　ハイツ高橋302、旧住所高知県須崎市西崎町５番１号西崎ハイツ303号室
債務者　金城　文乃
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第４１６号
宮崎市大塚町西ノ後3442番地４
債務者　福園　陽一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
宮崎県延岡市桜園町171番地14　レーベン桜園　102、前住所宮崎県延岡市北川町川内名7368番地１　K・ハウス　102
債務者　伊東　更生
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７号
宮崎県延岡市西階町１丁目2368番地　市営住宅　８－１－21
債務者　石﨑美繪子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５４号
宮城県加美郡加美町羽場字山鳥235番地　県営中新田羽場住宅１－１号
債務者　田口亜早美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
宮城県大崎市古川穂波１丁目２番７号　ＡＯⅠコートＤ棟、従前の住所宮城県大崎市古川下中目字古河117番地11
債務者　星　　政芳
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
宮城県大崎市古川穂波１丁目２番７号　ＡＯⅠコートＤ棟、従前の住所宮城県大崎市古川下中目字古河117番地11
債務者　星　　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
石川県小松市北浅井町イ199番地
債務者　岡本　和也
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３１７号
兵庫県川西市東多田２丁目10番17　シャトレー多田102号室、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町片山41番地の７
債務者　井上季代子（旧姓財田）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目11番20号、前住所兵庫県尼崎市三反田町１丁目３番10号
債務者　竹田　　憲
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県養父市上箇10番地１
債務者　山川　壽惠
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路734番地
債務者　橋本あかり
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県豊岡市出石町日野辺16番地の１　市営日野辺住宅12号室
債務者　関本　玲子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市塩津町１番24号
債務者　滝川ストアこと　滝川　一雄
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係